

令和 8 年 3 月 27 日

地域密着型・小規模施設等運営事業者 各位

江戸川区福祉部介護保険課長

令和 8 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る区補助協議について

平素より、江戸川区の福祉保健行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

標記の交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、耐震化改修、水害対策に伴う改修等を支援するものです。

この度、下記のとおり標記交付金に係る補助協議を実施しますので、補助を希望する区内の地域密着型・小規模施設等運営事業者におきましては、別添資料を確認の上、提出期限までに補助協議書類をご提出ください。

なお、本補助事業は国の交付決定を受ける必要があります。また、各事業所からの補助協議が国予算を上回る可能性があることから、本区への補助協議が補助金の交付を保証するものではありませんので、その旨ご了解願います。

記

1 補助対象事業等

令和 8 年度予算案を含めた補助対象事業及び単価等は、下記資料からご確認ください。

事業内容により、自己負担が生じるものがありますので内容をよくご確認ください。

なお、令和 8 年度予算案については、国会審議の結果により事業内容等が変更になる可能性があります。

- ・(資料 1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱
- ・(資料 2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱 (改正案)
- ・(資料 3) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金概要 (令和 8 年度当初案)
- ・(資料 4) 社会福祉施設等のブロック塀の安全点検について

※地域密着型・小規模施設等 (定員 29 人以下の施設等) に該当しない大規模施設等は、東京都福祉局にご相談ください。

※高齢者施設等を運営する事業者が整備を行う事業を対象とします。(土地所有者や建物所有者等が行う事業は対象としません。)

2 提出資料

別添 補助協議提出書類一覧のとおり (excel)

3 提出方法

下記より電子申請フォームより、ご提出ください。

<https://logoform.jp/form/L6MJ/1510961>

4 書類提出期限

提出期限 **令和8年4月7日(火) 17時まで**

※期限を過ぎての受付は一切できませんので、あらかじめご了承ください。

5 問い合わせ先

担 当 【地域密着型サービス事業所】

江戸川区福祉部介護保険課指導係 佐藤

直通：03-5662-0892

【その他の小規模施設等】

江戸川区福祉部福祉推進課計画係 酒井、澤

直通：03-5662-1275

※ 提出書類等の書式について、途中差し替えとなる場合がありますので、予めご了承ください。

※ 区の予算の都合上、令和8年度における本事業の補助協議はこれ以降行いません。